

## 農業分野における「構造改革特区」に関するＪＡグループの考え方

平成 14 年 9 月 26 日  
全国農業協同組合中央会

### 1. 「構造改革特区」構想について

農林水産省は「食料・農業・農村基本法」の制定を受け、同基本計画を策定し、その実現に向けた政策推進を行っているが、ＪＡグループは、これらの政策展開に対応して、多様な担い手の育成・支援や農地の利用集積・優良農地の確保・遊休農地の解消など、農業の構造改革に取り組んできた。(参考)

こうしたなか、本年 4 月に『「食」と「農」の再生プラン』が、6 月末に同工程表が公表された。本会では、対応を検討すべく都道府県中央会を通じ組織討議を行った。その結果、

詳細のわからない「特区」の手法に対する懸念や、株式会社の参入に対して、昨年 3 月に施行されたばかりの改正農地法による新たな農業生産法人制度の普及・定着や集落営農の推進、担い手の支援・育成の途中であり、その検証・評価なしに新たな株式会社の参入は認められない。

など慎重な対応を求める意見が大勢を占める一方で、

真に地域農業の発展に資することが担保されるのであれば、特区構想の必要性や意義を認める意見もあった。

また、8 月に開催した「農業政策確立緊急全国代表者集会」では、特区に関して「導入にあたっては、地域の理解と合意を前提とすること」および「株式会社一般の農業経営参入については、これを認めないこと」を決議した。

#### (参考) 多様な担い手の状況

集落営農	全国の 9,961 集落で集落営農の取り組み
農業生産法人	・平成 7 年：4,150 法人 平成 13 年：6,213 法人 (6 年間で約 50%の増加) ・株式会社形態の農業生産法人：全国に 25 法人 (14 年 5 月現在) ・ＪＡ出資農業生産法人：全国に 65 法人 (13 年 10 月現在)
認定農業者	平成 14 年 3 月現在で 162,834 (うち法人 5,863)

## 2. 地方公共団体等からの提案に関する基本的考え方

地方公共団体等から構造改革特区に関し、94の提案があったが、それを大別すれば、以下の3つに分類される。

株式会社の農業経営参入などを認める特区

市民農園など都市住民が小規模農地を保有して農業を行うことを認める特区

グリーンツーリズム（農家民宿や加工・販売施設等の経営）を促進する特区

これらの提案は、地方公共団体等の切実な事情を背景に行われているものと思料され、JAグループとしても、重要な課題として受けとめたい。

しかし、本会としては、

特区導入が真に日本農業の構造改革に資するとともに地域農業の活性化につながるものであること

導入にあたって地域の関係者による合意と協力が得られること

地方公共団体や国の責任が明確にされること

等が、少なくとも担保されなければならないと考えている。

## 3. 政府に対する意見

農業分野の「構造改革特区」の検討に際しては、特に農外企業の農地取得について現場から以下の強い懸念が表明されている。

家族農業を基本とする耕作者主義の否定につながる懸念がある

水管理など集落機能の弱体化につながる懸念がある

事業撤退による農地荒廃のおそれがある

農外資本による経営支配のおそれがある

農地の投機的取得がなされるおそれがある

こうした懸念を払拭するためには、以下の事項が必要と考える。

### (1) 株式会社の農業参入について

「特区」が将来にわたって株式会社一般の農業参入に道を開くものとはならないこと

投機的な農地取得を防止するため、企業による農地所有は認めないこと

地域農業との調和が図られるとともに、経営開始後においても、参入企業が、地域密着型農業経営を行うよう実効ある措置を講じること

### (2) 市民農園など都市住民による農地利用について

都市と農村の交流は、離れてしまった食と農の距離を縮めていくためにも重要なテーマであり、「特区」として対応するのか、現行制度の改善措置で円滑な取り組みを進めていくのか十分な検討が必要となるが、いずれにしても、市町村やJA等による貸借を基本とし、一定の管理体制を整備するなど、長期的に見て地域の農地利用の秩序を混乱させないものとする。